

令和6年4月1日から事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます。

障害者差別解消法が改正！

●障害者差別解消法とは？

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会(共生社会)を実現することを目指しています。障害者差別解消法では「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮の提供」が行政機関と事業者*に義務づけられました。

※「事業者」とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗のこと。個人事業主やボランティア活動をするグループなども含む。

●不当な差別的取扱いって？

正当な理由もなく、障がいがあるということを理由にサービスなどの提供を拒否したり、制限したりすることなど。

障がいのある人は入店お断りです。



【例えば障がいのある人が来店したとき…】

- ×車イスなので店には入れない。
- ×必要がないのに付き添いの同行を求める。

●合理的配慮の提供って？

障がいのある人から、社会の中にあるバリア(社会的障壁*)を取り除くために何らかの配慮を求められた場合、負担が重すぎない範囲で対応を行うこと。

案内しますね。



※社会的障壁とは…障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるもの。

(例)利用しづらい設備・施設や制度、障がいのある人を意識していない慣習、文化、障がいのある人への偏見など

【例えば障がいのある方が来店したとき…】

- 車イスの人が乗り物に乗るときに手助けをする。
- 筆談や読みあげなど、コミュニケーションの方法を工夫する。

●「つなぐ窓口」が設置されています

障害者差別に関する相談窓口が試行的に設置され、適切な相談機関と調整し、取次ぎをします。

つなぐ窓口(期間：令和7年3月下旬まで)

・電話相談 ☎0120-262-701
午前10時～午後5時(祝日・年末年始除く)

・メール相談

✉info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp

詳細は内閣府ホームページへ→



＼こんなときは「つなぐ窓口」へ／

- ・どこの相談窓口で相談すればいいかわからない。
- ・平日は学校・仕事で今まで相談できなかったが、まずは話を聞いてみたい。
- ・障がいがあるので、お店に配慮やお願いしたいことがあるが、どうすればいいのかわからない。
- ・障がいをお持ちの方への合理的配慮の提供について、何をすればいいかわからない。 など

●そのほか困ったときは…？

「障がいのある人で不当な差別的取扱いを受けた」「合理的配慮を提供してもらえなかった」など、困ったことがあればご相談ください。

障がい支援課 内線163 ☎83-3912



早春の於大公園に出かけよう！

於大公園「梅見の丘」から早春の便りが届き始めます。紅白の枝垂れ梅60本が見ごろを迎える頃、あたり一面はとても良い香りに包まれ、春の訪れを感じます。枝垂れ梅は華やかさの中にも優しい雰囲気があり、枝が流れる様子は別格です。実梅とは一味違った魅力が楽しめます。

⚠現在、園内工事のため、南側からの出入りはできません。

北側出入口をご利用ください。

問い合わせ このはな館(於大公園内) ☎84-6166

駐車場案内



梅見の丘

例年、2月末～3月初め頃が見頃

梅見の丘

